第1回 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会 会議録

日 時 : 平成29年4月17日(月)16:40~17:00

場 所 : 善通寺市役所3階市長特別応接室

出席者 : 善通寺市長 平岡政典、琴平町長 小野正人、多度津町長 丸尾幸雄、

善通寺市教育長 森 正司、琴平町教育長 大林正和、

多度津町教育長 田尾 勝

事務局 : 善通寺市5人、琴平町4人、多度津町3人

会議の概要

1. 開会

2. 会長選出

事務局 協議会規約第7条に、「会長は関係市町の長が協議して定める関係市町の長をもってこれに充てる」とある。事前に首長3名で協議してもらい、最初の協議会の会長には、琴平町の小野町長が就任することに決定した。また、会長については、2年で交替することと話し合われた。

3. 会長あいさつ

小野会長 本日の第1回の協議会に先立ち、平岡市長、丸尾町長と話し合いをした結果、この会長職については、今後の運営にあたり1市2町の公平性を保つということで、一人の首長が長期間務めるのでなく、一定期間で交替していこうと、それに伴い様々な市町の意見も取り入れ易くなるし、本町のような規模の小さい自治体であっても意見が通らない訳ではないと関係市町の皆さんにも知っていただくということで、私をご推薦いただいた。たいへんな重責ではあるが、指名された限りは、その責任を全うしたい。

4. 会長職務代理者の指名

小野会長 会長職務代理者は、最初の2年間は多度津町の丸尾町長にお願いする。

5. 議事

小野会長 まず、協議第1号「協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を 定めることについて」を協議する。事務局は説明を。

事務局 協議会規約第11条に、「協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び当該 定数の関係市町別の配分については、関係市町の長がこれを定める」とある。事務 局の案は、協議案に記載のとおりである。この人数については、各市町とも各教育委員会の担当課長と給食センター所長を予定しており、善通寺市は教育部長を入れて3名としている。また、職員は併任という形になり、それぞれの市町の身分と協議会の身分の二つを持つことになる。その給与については、これまでどおり所属する市町から支給されることになる。

(質疑応答)

大林委員 琴平町では、教育委員会の課長が給食センターの長を兼ねており、その場合、 別の者を選べばいいのか。

事務局 琴平町では、給食センター整備の担当は、学校整備推進室とのことなので、整備推進室長と、センター長を兼務している生涯教育課長の2名になると思われる。 小野会長 他にないか。

(特に発言なし)

それでは、協議第1号については、原案のとおりとすることに異議はないか。 (全員同意)

それでは、協議第1号は原案のとおりとする。

- 小野会長 次に、協議第2号「協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の 管理を監査する監査委員を定めることについて」を協議する。事務局は説明を。
- 事務局 これは、協議会規約第28条第2項に、「関係市町の長が協議して定める市町の 監査員は、地方自治法の定める例により協議会の財務に関する事務の執行及び協議 会の経営に係る事業の管理を監督する。」とあることから、協議会の監査を担当する 監査委員を定めるものである。

こちらの方も、事前に首長3名で協議してもらい、監査委員2名については、原則として会長を選出した市町以外の市町から選出することになった。今回は、会長が琴平町長なので、監査委員は善通寺市と多度津町から出すということになる。それで、識見を有するものは、善通寺市の藤岡監査委員が、議会選出の監査委員は多度津町の議会選出監査委員が務めることとなった。

小野会長 それでは、監査委員には、善通寺市の藤岡監査委員と多度津町の古川監査委員ということになるが、これについて何か意見はないか。

(特に意見なし)

特にないようなので、この案で決定してよいか。

(全員同意)

では、協議第2号は、これで決定する。

小野会長 次に、協議第3号の「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会会議運営規程(案)について」を協議する。事務局より、説明を願う。

事務局 これは、協議会規約の第16条第3項(3頁)に「協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議の会議で定める。」とあるので、協議会規約に記載している事項以外の会議運営に関することについて定めるものである。

まず、第2条(基本方針)では、協議会は原則公開とするとしている。ただし、 出席委員の3分の2以上の賛同で、非公開とすることができるとしている。

次に、第5条(採決)では、会議の議事は、全会一致をもって決することを原則 とする、としている。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の 賛成を持って決することができるとしている。

次に、第6条(会議録の調整等)で、会議録を作成し、会長が指名する委員2名が署名するとしている。

また、第7条(会議録等の公開)では、会議録と会議資料は、原則として公開するとしており、その方法は、会長が別に定めるとしている。

次に、第8条(傍聴)では、会議は傍聴することができるとしている。その傍聴 に関する事項は、別に定めるとしている。

以上、主だった点について、説明申し上げた。

(質疑応答)

森委員 第5条に出席委員の3分の2とあるが、会長は含むのか含まないのか。

事務局 今回は、会長を含む6名のうち、ということになる。

平岡委員 会長の任期というのは、どこに出るのか。

事務局 規約の方に、会長及び委員の任期は、関係市町の長及び教育長の任期によると あるので、それになるかと思われる。

平岡委員 会長を2年毎で変わるというのを、どこかに示した方がいいと思う。

事務局 検討する。

丸尾委員 傍聴を希望するのは誰でもいいということか。市民や町民が希望すれば傍聴 できるのか。

事務局 そうである。

丸尾委員 ここに、傍聴席を他に設けるのか。

事務局 会場としては、傍聴も考えた別の場所、もっと広い場所を考える必要がある。 大林委員 傍聴の人数とかは考えているか。

事務局 別に定める傍聴の要領とかの中で人数も定めたいと考えている。

平岡委員 協議会の開催場所も、善通寺ばかりでやるのでなく、順番に変えていくとか、 それを考えてほしい。事務局で相談して、今回は善通寺だったので、次は琴平とか、 回しながらやるように。善通寺ばかり来てもらうのは気の毒である。

事務局 事務局で検討する。

小野会長 他にないか。

(特に発言なし)

それではお諮りする。協議第3号は、原案のとおりとすることで異議はないか。 (全員同意)

それでは、協議第3号は、原案のとおりとする。

小野会長 次に、報告第1号「今後のスケジュール」について、事務局より報告を。 (事務局より、資料に基づき報告)

何か、ご意見等あるか。

丸尾委員 開業準備期間が、31年8月までとあるが、開業は31年9月からでいいのか。

事務局 31年の2学期の給食から提供ということになるが、善通寺市の2学期が8月 25日からなので、開業を8月からとしている。

丸尾委員 2学期からということで説明したらわかりやすい。 (他に意見なし)

6. その他(特になし)

7. 閉会